

受付番号	第	号
平成	年	月
	時	分
		受領

## 一般質問通告書 (議論内容を付加)

平成31年 2月 28日

安平町議会議長 牧田 弘満 様

安平町議会議員 吉岡 政昭

安平町議会会議規則第60条第2項の規程により、その要旨を次のとおり通知します。

### I、「義務教育学校」の説明会は、 教育長の暴走（違法行為）ではないか？

(口上)

3番吉岡です。私は、「義務教育学校の説明会は、教育長の暴走（違法行為）ではないか。」というタイトルで質問致します。

まず、個別の質問に入る前に、なぜ、この質問に至ったのか、その理由を申し上げます。

私は、1月28日(月)、教育委員会を傍聴しました。

**そこで私は、強い違和感と衝撃を覚えました。その最大の理由は、本来、1番最初に説明を受け、議決に関わるべき教育委員が、町民その他よりも遅く、一番最後に説明を受け、しかも、議決に一切関わっていなかったからです。**

付け加えて言えば、教育委員は、議員・保護者・住民・教職員・PTA・コミスク委員などよりも、はるかに遅く説明を受けており、それぞれ、18日もしくは19日も遅かったのです。

そこで私は、教育委員会終了後、直ちに、教育委員会事務局に行き、5月からの『教育委員会の議事録』の閲覧を行い、必要部分のコピーを頂きました。そこで、確認したのは、「義務教育学校問題」は、教育委員会では、1度も『議案』として遡上に上っていない。すなわち、1度も議論されていなかったという事実であります。

私が傍聴した1月28日の教育委員会では、義務教育学校が、初めて「報告事項」として会議に上がっていますが、「議案」ではありませんでした。そもそも、義務教育学校の設置問題は、国の法律によれば、「報告事項」ではなく、「議決事項」なのです。

そこで私は、家に帰って、改めて、国の法律「地方教育行政と組織及び運営に関する法律」を読み、併せて、「安平町教育委員会会議規則」「教育長に対する事務委任規則」の条文を読み確認しました。

**その結果、わかったことは、種田教育長は、教育委員会の運営において、「義務教育学校問題」を教育委員会の議案にせず、従って、議決を経ずに、説明会等を開催していたということです。**

このことは、教育委員の義務と権利を蹂躪したものであり、教育委員会を形骸化したものと言わざるを得ません。

同時に、すでに開催された「義務教育学校説明会」は、正規の法的手続きに基づかないものであるため、無効と言わざるを得ません。

以上の認識に立って、以下の質問を致します。

**質問 1**、義務教育学校の設置に関することは、教育長の委任事項ですか、それとも、教育委員会の議決事項か？  
「地方教育行政と組織及び運営に関する法律」では、どうなっているか？

**質問 2**、「安平町教育委員会会議規則」では、『議事』『採決』があるが、「義務教育学校問題」が、『議事』として、会議の遡上に登り、採決された事実があるか。

**質問 3**、12月議会で**教育次長**は「義務教育学校につきましては、平成34年4月の開校を考えております。」  
「義務教育学校の平成34年4月の開校」は、いつの教育委員会で決まったか。

**質問 4**、1月9日の議員への説明会で**種田教育長**は「安平町の教育を高めていく上で最良の選択肢であろうという思いから義務教育学校を教育委員会として進めて参りたいと考えています。」  
この「義務教育学校を教育委員会として進めていく」と、いつ、教育委員会の会議で正式に採決されたのか？

**質問 5**、義務教育学校の説明会を、議員や保護者・住民、教職員・PTA・コミスク委員等、一連の人たちに説明会を実施することを、いつ、教育委員会で採決（議決）したか？

**質問 6**「早来中学校校舎再建に関する説明会のお知らせ」のプリントに4年間の『建設計画（案）』がタイムスケジュールとして掲載されています。  
この「建設計画（案）」は、いつ、教育委員会で採決（議決）したか？

**質問 7**、安平町教育委員会発行の「早来中学校再建に関する説明会」のパンフレットに「義務教育学校準備委員会（仮称）」の設置が提起されているが、この件は、いつ、教育委員会で採決（議決）したか？

**質問 8**、同じく安平町教育委員会発行の「早来中学校再建に関する説明会」のパンフレットに『新しい学校を考える会』の立ち上げが計画されて、すでに実行されておりますが、この件をいつ、教育委員会で採決（議決）したか？

※ **いつ、議決したか、とだけ聞いている。その事実だけ答弁すれば良い**

**質問 7**、もし、質問1～質問6の件が、教育委員会の議決なしで行なわれました。これらは、国の法律「地方教育行政と組織及び運営に関する法律」併せて、「安平町教育委員会会議規則」「教育長に対する事務委任規則」に違反していないか。

**質問 8（要求）**

- 1、**違法行為をやめてもらいたい。**
- 2、今進めている「義務教育学校の説明会」と「新しい学校を考える会」の活動をストップさせて、改めて、以下の4つの選択肢を示して町民の意見を聞くべきだ。
  - ①早来中学校だけを新築するか。
  - ②早来中学校と追分中学校を合併させて新しい安平中学校を作るか。
  - ③義務教育学校を作り、追分地区を**除き**、自由選択にするか。
  - ④                  "                  追分地区を**含め**、自由選択にするか。

その際は、**安平町の来年度の各学校の学年ごとの児童・生徒数をはどうなっているのか。**

**特に、早来中学校と追分中学校の生徒数を将来を踏まえて計画するべきだ。**

時系列的に整理して言えば、

- 1月 9日 議員・教職員・PTA・コミスク委員・
- 1月10日 午後3時から保護者向け、18時30分、町民向け説明会
- 1月16日 新しい学校を考える会①
- 1月22日 新しい学校を考える会②
- 1月28日 教育委員会（説明と報告）・・・初めて義務教育学校の説明**
- 1月29日 保護者・住民説明会②
- 2月 4日 遠浅地区説明会
- 2月 5日 安平地区説明会
- 2月 6日 新しい学校を考える会③
- 2月27日 保護者/住民説明会③
- 2月28日 教育委員会